



市 章

大津市公報

令 和 8 年 4 月 15 日
号 外（第 32 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月 1 日、15 日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 52 大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 53 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 54 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1

○ 公 平 委 員 会 規 則

- 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 4 月 15 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第52号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第14号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 27 日とする。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 4 月 15 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第53号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第19号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 27 日とする。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 4 月 15 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第54号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第20号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 27 日とする。

公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 4 月 15 日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第 1 号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 市長部局の項中「、局次長」を削り、「室長」の次に「（カード交付推進室長を除く。）」を加え、
「、児童クラブ課専門員」を削る。

別表第2支所の項中

支所

を

支所（伊香立支所、仰木の里支所、滋賀支所及び南郷支所を除く。）

に改め、

同表コミュニティセンターの項中「コミュニティセンター」の次に「（滋賀コミュニティセンター及び南郷コミュニティセンターを除く。）」を加え、同表子育て広場ゆめっこの項中「、副所長」を削り、同表児童館（小野児童館及び膳所児童館を除く。）の項中「小野児童館及び膳所児童館を除く」を「堅田児童館、坂本児童館及び皇子が丘児童館に限る」に改め、同表すこやか相談所（中すこやか相談所に限る。）の項中「すこやか相談所」の次に「堅田すこやか相談所及び」を加え、同表図書館の項中「図書館」の次に「（和邇図書館を除く。）」を加え、同表男女共同参画センターの項中「所長」の次に「、副所長」を加え、同表公民館の項中「公民館」の次に「（伊香立公民館及び仰木の里公民館を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和8年4月1日から適用する。